



平成 20 年 11 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社ナカノフドー建設
代 表 者 名 取締役社長 橋本 武典
(コード番号 1827 東証・大証各第 1 部)
問 合 せ 先 経 理 部 長 佐藤 哲夫
(TEL 03-3265-4664)

債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

当社の取引先である株式会社ノエルが、平成 20 年 10 月 30 日付で東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、同日破産手続開始が決定されたことに伴い、下記のとおり、同社に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたのでお知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

- (1) 商 号 株式会社ノエル
- (2) 所 在 地 神奈川県川崎市高津区二子 5-1-1 高津パークプラザ
- (3) 代 表 者 氏 名 代表取締役社長 金古 政利
- (4) 資 本 金 2,269 百万円
- (5) 事 業 の 内 容 不動産業

2. 当該取引先に対する債権の種類及び金額

- (1) 債権の種類及び金額
手形債権 25 百万円
- (2) 最近事業年度末日(平成 20 年 3 月 31 日)の純資産(9,204 百万円)に対する割合
0.3%

3. 今後の見通し

上記債権につきましては、平成 21 年 3 月期第 2 四半期決算において必要な会計処理を行います。

当社は、施工中である上記債権に係わる建物を占有保全しており、工事出来高相当額については、今後回収可能性を検討し、対応を図る所存であります。

なお、業績予想に変更等が生じる場合には、速やかに公表いたします。

以 上